

【別紙】

令和6年4月現在

**介護予防・日常生活支援総合事業サービス利用料金
(要支援者及び事業対象者)****訪問介護相当サービス（独自）【A2】**

【基本部分】※利用者の生活状況に応じた基本サービス費

★ 1週あたりの標準的な回数を定める場合（1月につき）		
(1) 1週に1回程度の場合 (月5回以上の場合)	1,176単位	事業対象者 要支援1・2
(2) 1週に2回程度の場合 (月9回以上の場合)	2,349単位	事業対象者 要支援1・2
(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727単位	事業対象者 要支援2

■ 1月あたりの回数を定める場合（1回につき）（※1）	
(1) 標準的な内容のい訪問型サービスである場合 (旧区分二～へを統合)	1,176単位
(2) 生活援助が中心である場合（※2）	
(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位
(二) 所要時間45分以上の場合	220単位
(3) 短時間の身体介護が中心である場合（※3）	163単位

(※1) ■については、1月につき、★(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

(※2) ■(2)については、単身の世帯に属する利用者又は家族もしくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者または当該家族等が家事を行うことが困難であるもに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して、行われるものをいう。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置付けられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

(※3) ■(3)については、身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

(※4) ★及び■(1)及び(3)については、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修過程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

※令和6年6月～適用

【加算】以下の要件を満たす場合、基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	単位数
初回加算(1月につき)	200単位/月
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(1月につき)	100単位/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)(1月につき)	200単位/月
訪問型独自サービス処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき)	所定単位数の 245/1000
訪問型独自サービス処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき)	所定単位数の 224/1000
訪問型独自サービス処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき)	所定単位数の 182/1000
訪問型独自サービス処遇改善加算(Ⅳ)(1月につき)	所定単位数の 145/1000

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

減算	単位数
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	-90/100
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	-90/100

※業務継続計画未実施減算については、令和7年4月1日から適用する。